

# 岐阜競輪場内食堂貸付仕様書

1 名称 岐阜競輪場内食堂貸付

2 場所 岐阜競輪場(岐阜市東栄町5丁目16番地1)  
サイクルプラザ1階ドリームホール内食堂 約40.35㎡

3 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 日程・時間

上記期間のうち岐阜市営競輪開催日(年間約85日)と場外競輪開催日(年間約260日)(以下「開催日」という。)に営業を行う。開催日の日数は年度により変更することがある。営業時間は、開門時(9:50頃)から最終レース終了(16:30頃)までとする。また、ナイター開催時には16:30以降も営業を行うこと。時間の変更に関しては発注者と協議することとする。

## 5 基本条件

- (1) 施設・設備・調理用具等は毎日適切な時間に清掃、洗浄消毒及び保管を行い、場内の美観、衛生環境を損なわないこと。廃棄された容器の定期的な回収に配慮すること。
- (2) 食堂の設備については、無償で貸与する。
- (3) 食堂内は、禁煙にすること。
- (4) 食堂内に調理作業に不必要なものは持ち込まないこと。
- (5) 衛生管理及び健康管理については、万全を期すること。作業衣類等は毎日洗濯し、清潔な衣類を着用すること。
- (6) 残さい及び厨芥の処理は、事業者が行い、その費用も事業者の負担とする。
- (7) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可の申請、その他関係法令が定める諸官庁への申請・届出等については、全て事業者が行うこと。
- (8) 災害時において、岐阜市災害対策本部が設置された場合の食糧確保等については、岐阜市の要請があった場合、協力するものとする。
- (9) 事業者が借受契約において、市又は第三者に損害を与えたときは、全ての責任においてその損害を賠償しなければならない。

## 6 内容

- (1) 岐阜市営競輪開催日と場外競輪開催日に食堂営業を行うこと。
- (2) 厨房内の主な市の機器・備品は、無償貸付をする。その他必要とする備品(調理用具、食器、ガスコンロ等)については、事業者の負担とするが、必ず市と協議の上設置すること。  
・主な貸付機器・備品  
二層シンク1台、作業台[大]1台、調理台1台、作業台[小]1台、吊戸棚1台、冷蔵庫1台  
物置2台
- (3) 幅広い年齢層のお客様を満足させられる魅力的で気楽に利用できるメニュー構成とする。  
なお、アルコール類の販売は、自動車及び軽車両以外で来場のお客様に限り、紙又はビニール製の容器に移し替えての販売に限る。
- (4) 食材管理は、事業者の責任において行うこと。
- (5) 退室時には、火気・ガス・電気・水道及び戸締りの点検等の確認を行うこと。
- (6) 事故等が発生した場合、速やかに岐阜市に経過等を報告し、事業者において対応する

こと。

- (7) 事業者において、法律上の損害額賠償責任を負う場合の保証のため、賠償責任保険に加入すること。
- (8) 業務上知り得た秘密については、他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (9) 次に掲げる経費等は、全て事業者の負担とする。
  - (ア) 食堂の営業及び撤去に要する工事費及び移転費
  - (イ) 貸付部分に係る点検清掃、廃棄物等の処理経費
  - (ウ) 利用者による貸付部分の設備汚損、破損に対する必要経費
  - (エ) 食堂運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
  - (オ) 貸付部分に係るセキュリティー経費等
  - (カ) 電気料、ガス及び水道料は事業者負担とする。ただし、電気料及び水道料は、発注者が自ら設置した子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格した物に限る。)により計測した電気・水道使用量を岐阜競輪場全体の電気・水道使用量で按分した数値を岐阜競輪場の電気・水道使用料請求書に乗じて、事業者の電気・水道使用料とする。
  - (キ) その他の事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定する。

## 7 その他

- (1) 事業者は、営業する権利を他人に譲渡又は委託しないこと。
- (2) 食品衛生法、岐阜市公契約条例(令和2年岐阜市条例第16号)等関係法令を遵守すること。
- (3) 事業者を選定され、食堂営業開始した後、企画提案書において提示された価格・メニューの種類及び販売形態を改定する場合には市と協議し了承を得ること。
- (4) 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがあることに留意すること。
- (5) 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正によって、消費税等額に変動が乗じた場合は、契約額に相当額を加減して請求するものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、岐阜市と協議して決定する。
- (7) 契約期間が満了したときは、自己の費用で、岐阜市が指定する期日までに使用物件を原状に回復した上で返還しなければならない。ただし、岐阜市が特に承認した場合この限りではない。加えて、業務が円滑に遂行できるように新規事業者等への引継ぎを協力するものとする。

## 8 岐阜競輪場の概要

- (1) 場内施設
  - ア 正面スタンド(SRC造4階建地下1階 平成5年完成)
  - イ 岐阜サイクル会館(RC5階建 平成7年完成)
  - ウ サイクルプラザ・地域交流センター(RC2階建 平成22年完成)
- (2) 本貸付以外の場内食堂
  - 正面スタンド3階軽食喫茶(本場・場外開催時使用)
- (3) 開催日数及び平均入場者数(人/日)
  - 令和2年度 本場開催日:34日 (平均入場者数:1,175人)
  - 場外開催日:244日 (平均入場者数:1,418人)
  - 令和3年度 本場開催日:36日 (平均入場者数: 902人)
  - 場外開催日:247日 (平均入場者数:1,184人)

令和4年度 本場開催日:37日 (平均入場者数:1,355人)

場外開催日:313日 (平均入場者数:1,110人)

(4) 競輪場における本貸付以外の食堂等の一般的なメニュー及び単価(円)

メニュー	価格
コーヒー	400
ジュース類	400
酒類	400